平成２３年（フ）第５９５号
茨城県那珂郡東海村大字須和間1368番地44
債務者　柴田　千晴
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７３３号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥３丁目４番地の５　富岡荘101
債務者　三橋　信男
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７４５号
神奈川県秦野市千村４丁目14番22号　レオネクストユニベール101号
債務者　菅原衣珠美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６２号
金沢市泉野出町１丁目５番22号
債務者　眞澤　佳典
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４４６号
愛知県江南市宮田町泉163番地
債務者　尾関惠利子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４２３号
京都市伏見区石田森西１番地　いわたの森市営住宅３―402
債務者　深谷ももえ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３７号
京都市中京区岩上通三条下る下八文字町688番地　アビタサノ201
債務者　瀬川　良子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２０号
京都府宇治市小倉町南浦18番地の63
債務者　内山　久代
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０号
京都府宮津市字喜多976番地の３
債務者　直田[illegible]久美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３６２号
香川県高松市太田上町316番地１スカール太田104号
債務者　山下　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６５号
香川県高松市国分寺町新名１番地１　フローラ・国分寺Ｂ203号室
債務者　井原　伸一
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６６号
香川県高松市鬼無町鬼無873番地、申立時住所香川県高松市観光通１丁目３番地４レアーレ瓦町402号
債務者　南田寿美子（旧姓吉本・川口・水野）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０号
長崎県五島市岐宿町二本楠867番地２
債務者　田中　睦代（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１７５１号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針２丁目100番地
債務者　浮田　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５１３１号
大阪市港区南市岡２丁目４番25―603号、前住所大阪府門真市大池町34番13号
債務者　北芝　智啓（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１３３号
大阪市城東区古市２丁目１番３―1001号
債務者　坂東　邦浩
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９６号
大阪市住吉区我孫子５丁目３番８号　コーポ雅Ⅰ―105号
債務者　島田　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部